

精密工学会技術賞 規程

第1章 総 則

第1条 本会に精密工学会技術賞（以下「本賞」という）を設ける。

第2条 本賞は精密工学の領域で創造的業績をあげた企業等の研究者・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して贈賞する。

第3条 贈賞の対象となる業績の分野は以下の通りとする。

- 1) 精密機器の開発
- 2) 生産加工技術に関する研究または開発
- 3) その他

第4条 受賞の資格は以下の通りとする。

- 1) 第2条の業績をあげた研究者・技術者の個人または5名以内のグループ
- 2) 最近公表され、あるいは近く公表される業績
- 3) 他に公的褒賞を受けていない業績

第5条 贈賞は、原則として毎年3件以内とする。

第6条 本賞の審査対象候補者とその業績は公募により募集する。

2. 公募期間は、毎年2月上旬から5月下旬とする。
3. 応募者は、所定の用紙により、正1通、副4通の応募書類を提出するものとする。
4. 応募者は、審査に必要なできるだけ詳細な参考資料を5部提出しなければならない。

第2章 審査委員会

第7条 本会に、精密工学会技術賞および精密工学会技術奨励賞の審査を行う2賞合同の技術賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

第8条 審査委員会委員長（以下「委員長」という）は、理事会または執行委員会の議決により、会長が指名する。

2. 特別の事情のない場合は、副会長がこれにあたる。

第9条 審査委員会の幹事及び委員は、委員長の推薦により、会長が委嘱する。

第10条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。

第11条 審査委員会の定足数は委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。

第12条 審査手続きは、別に定める精密工学会技術賞および精密工学会技術奨励賞審査要領による。

第13条 委員長は、原則毎年9月の理事会または執行委員会に審査結果を報告する。

第3章 受賞者の決定

第14条 理事会または執行委員会は、委員長の報告を受け、受賞者を決定する。

第4章 表 彰

第15条 贈賞は、毎年精密工学会秋季大会において行うことを原則とする。

第16条 賞は賞状および賞牌とする。

第17条 連名の場合の賞状は連名者全員に贈り、賞牌は連名者の所属機関毎に贈る。

2019年8月23日 理事会にて承認

以 上